第2期 **多久市障害者基本計画**

平成28年3月 多 久 市



はじめに

少子高齢化や一人暮らし世帯の増加など、地域 社会を取り巻く環境は大きく変化し、福祉サービ スに対するニーズは複雑・多様化しています。ま た、国では、障害者に関する様々な法律の整備が 進められており、障害者施策は大きな転換点を迎 えています。



こうした障害のある人を取り巻く変化に適切に 対応し、本市が目指す「一緑園に輝くー みんなで創る 文教・安心・ 交流のまち 多久」を実現するため、福祉分野を始め、保健・医療、 教育、就労など幅広い分野の施策を盛り込んだ新たな障害者基本計画 を策定しました。

今後、この計画に基づき、障害のある人もない人も、全ての市民が 互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立して暮らせる多久市の実 現に向け、全庁一丸となって取り組んでいきます。

また、この計画が障害者の自立及び社会参加等に向けて真に機能するためには、行政だけでなく社会全体で取り組んでいくことが不可欠です。市民の皆様を始め、障害者団体、さらには、保健・医療、学校教育の関係機関や福祉サービス事業者等の皆様におかれましては、今後とも一層の御支援と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心に御審議いただきました多 久市障害者基本計画策定委員会の委員の皆様並びに、貴重な御意見を いただきました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

多久市長 横尾 俊彦



目 次

第	1	章	計画策	定にあたって		1	~ -	-ジ
1		計画	策定の	背景と目的		1	ぺ −	-ジ
2		計画	の性格	と位置づけ		3	^ -	-ジ
3		計画	の期間			3	ぺ-	-ジ
4		計画	策定に	あたって		3	~ -	-ジ
第	2	章	障害者の	の動向		5	ぺ −	-ジ
1		身体	障害者			5	^-	-ジ
2		知的	障害者			7	ぺ-	-ジ
3		精神	障害者			7	~ -	-ジ
4		難病	患者 …			8	~ -	-ジ
<i>h</i> -h-		*		/- # '폭구' フ ## N/C 4시 하면 . 는		_	•°	**
				に共通する横断的視点				-ジ
1				己決定の尊重及び意思決定の支援 ····································				
2				の総合的な支援				
3				に配慮した支援 ····································				
4		アク	セシヒ	リティの向上	. 7	O	~-	ージ
第	4	章	分野別	施策の基本的方向	· 1	2	~ -	-ジ
1		生活	支援 …		1	2	ぺ-	-ジ
2		保健	・医療		2	4	~ −	-ジ
3		教育	、文化	芸術活動・スポーツ等	.2	9	^ -	-ジ
4		雇用	• 就業.	、経済的自立の支援	.3	4	~ −	-ジ
6		情報	アクセ	シビリティ	4	0	ぺ −	-ジ
7		安全	・安心		4	3	ぺ −	-ジ
8		差別	の解消	及び権利擁護の推進	.4	7	ぺ −	-ジ
9		行政	サービ	ス等における配慮	.5	O	~ -	-ジ
第				制				
1				の確保				
				活動の推進				
3		進捗	状況の	管理及び評価	5	4	~ -	-ジ



資料	4	5 5	5 ~-	-ジ
多ク	は市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会条例	5 6	5ペ-	-ジ
多久	【市障害者基本計画策定委員会委員名簿	5 8	3 ~-	-ジ
多ク	C市障害者基本計画策定スケジュール	5 9	9ペ-	-ジ
アン	ノケート調査様式	6 ()ペ-	-ジ
用語	5集	7 ()ペ-	-ジ



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

国の障害者施策については、平成18年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする障害者等に係る制度の集中的な改革が行われてきました。平成21年12月に「障害者制度改革推進本部」が設置され、平成23年8月には「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立しました。この改正法で、すべての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めることが盛り込まれています。

さらに、平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行され、障害者等の虐待防止に係る国等の責務、虐待の早期発見の努力義務が規定されました。平成25年4月からは「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行され、公的機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することが推進されることとなりました。平成25年6月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定され、平成28年4月から施行されます。



また、生活を支援する福祉サービスについては、措置制度に始まり、支援費制度を経て障害者自立支援法に移行し、平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行されています。この過程のなかで、身体、知的、精神の3障害に加え、発達障害や難病にも対象が拡大され、相談支援機能を強化し、障害があっても地域で安心して生活できる社会の実現を目指しているところです。

このように、障害者施策はここ10年で大きく変化を遂げているところですが、本市では、平成18年度から平成27年度までの10年を計画期間とする「多久市障害者基本計画」を策定し、障害者施策を総合的・計画的に推進し、障害者福祉の向上を図ってきました。また、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの提供を確保するため、サービスの数値目標や見込量などを定める「多久市障害福祉計画」を3年毎に策定し、現在4期目を迎えています。

今回は、「多久市障害者基本計画」の計画期間の終了に伴い、引き続き本市における障害者施策を推進するため、平成28年度からの10年を計画期間とする「第2期多久市障害者基本計画」として策定するもので、障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、市が取り組むべき障害者施策の基本的方向を定めるものです。

本計画の実施にあたっては、市が中心となり、関係機関・団体との相互の緊密な連携を図り、福祉、教育、医療、雇用・就業等の問題について取り組んでいきます。



2. 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定するものであり、多久市における障害者のための施策に関する基本的な計画として位置づけられるものです。

(2) 多久市計画体系等における位置づけ

障害者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、「第4次多久市総合計画」と「多久市地域福祉計画」を基本とし、「多久市高齢者福祉計画」、「多久市子ども・子育て支援事業計画」、「多久市すくすく健康プラン」等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

3. 計画の期間

本計画は、平成28 (2016) 年度から平成37 (2025) 年度までの10年間を計画期間とします。ただし、障害者を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

<u>4. 計画策定にあたって</u>

(1)計画の作成体制

本計画の作成にあたっては、住民団体、保健医療・福祉関係者、障害者関係 団体等により構成される「多久市障害者基本計画策定委員会」を設置し、委員 の皆さまから本計画に係る意見、審議をいただきながら、検討・策定を進めま した。



(2)アンケート調査の実施

計画の策定に先立ち、社会状況の動向を踏まえ、障害者に適した地域社会を 推進するため、身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象とするアンケート 調査を、平成27年11月に実施しました。

表 アンケート調査の実施状況

障害区分	配布数	回収数	回収率
身体障害者	3 0 0	169	56.3%
知的障害者	100	6 1	61.0%
精神障害者	1 0 0	4 9	49.0%
合計	5 0 0	279	55.8%

アンケート結果は、「第4章 分野別施策の基本的方向」の中で、障害別に掲載しています。この中で「H17」欄は、前回(平成17年度)のアンケート調査結果です。「H27」欄のみの表は、今回初めて実施したアンケート項目になります。

(3) パブリックコメントの実施

市民から広く計画に対する意見をいただき、意見を反映した計画とするため のパブリックコメントを実施しました。



第2章 障害者の動向

1. 身体障害者

多久市の身体障害者手帳交付数は、平成26年度1,313人で、10年前の平成16年度1,262人から51人の増となっています。年齢では、65歳以上の構成比率は、平成26年度72.4%で、平成16年度と比較すると67人(2.4%)の増となりました。このように、身体障害者手帳交付者数の増加だけでなく、高齢化が進んでいることがわかります。

また、障害別に見ると、平成26年度では10年前と比べて、聴覚が16人、内部が69人の増加になっている反面、その他では減少しています。等級別では、2級と5級を除けば増加しており、4級に至っては56人の増加になっています。

表 身体障害者手帳交付数と65歳以上構成比率(多久市福祉課 各年度3月31日現在)

年 度	Н16	H26	増減
身体障害者手帳交付数	1,262人	1, 313 人	51 人
うち 65 歳以上	884 人	951 人	67 人
(構成比率)	(70.0%)	(72. 4%)	(2.4%)



表 身体障害者数の推移(障害別) (多久市福祉課 各年度 3 月 31 日現在)

年 度	H16	H26	増減
視 覚	111 人	85 人	△26 人
聴 覚	105 人	121 人	16 人
言 語	21 人	14 人	△7 人
肢体不自由	762 人	761 人	△1 人
内 部	263 人	332 人	69 人
合 計	1,262 人	1, 313 人	51 人

表 身体障害者数の推移(級別) (多久市福祉課 各年度 3 月 31 日現在)

年 度	H16	H16 H26	
1 級	294 人	340 人	46 人
2 級	237 人	188 人	△49 人
3 級	190 人	202 人	12 人
4 級	250 人	306 人	56 人
5 級	198 人	176 人	△22 人
6 級	93 人	101 人	8人
合 計	1,262 人	1, 313 人	51 人



2. 知的障害者

多久市の療育手帳交付数は、平成26年度269人で、平成16年度217人から52人の増となっています。このうち、重度のA判定はわずかに減少していますが、 B判定が54人の増となっています。

表 **療育手帳交付者の推移** (多久市福祉課 各年度 3 月 31 日現在)

年 度	H16	H26	増減
A	90 人	88 人	△2 人
В	127 人	181 人	54 人
슴 計	217 人	269 人	52 人

3. 精神障害者

多久市の精神障害者保健福祉手帳交付数は、平成26年度147人で、5年前の平成21年度104人から43人の増となっています。いずれの等級でも増加となっています。

表精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

(佐賀県精神保健福祉センター 各年度3月31日現在)

年	度	H21	H26	増減
1	級	7人	13 人	6 人
2	級	83 人	99 人	16 人
3	級	14 人	35 人	21 人
合	計	104 人	147 人	43 人



4. 難病患者

平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に移行し、 総合支援法における障害者の定義に難病患者が追加されたところです。

多久市内の特定医療費(指定難病)受給者証取得者数は、平成26年度172人で、平成21年度137人から35人の増となっています。

表 特定医療費(指定難病)受給者証取得者数

(佐賀中部保健福祉事務所 各年度3月31日現在)

年 度	H21	H26	増減
特定医療費 (指定難病) 受給	137 人	172 人	35 人
者証取得者数			



第3章 各分野に共通する横断的視点

1. 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の策定及び実施に当たっては、 障害者及び障害者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

障害者の政策決定過程への参画を促進する観点から、市の審議会等の委員の 選任に当たっては、障害者の委員の選任に配慮します。特に障害者施策を審議 する市の審議会等については、障害種別等にも配慮し、障害者の委員への選任 を行います。

また、これらの審議会等の会議資料等を始めとする障害者施策に関する情報 の公開や障害者施策に関連する計画等に関する意見募集(パブリックコメント) を実施します。

あわせて、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に 意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による 意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進 します。

2. 当事者本位の総合的な支援

障害者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、福祉、 教育、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。



支援に当たっては、障害者基本法第2条の障害者の定義を踏まえ、障害者施策が、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は障害者が直面するその時々の困難の解消だけに着目するのではなく、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

3. 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。

特に、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは 異なる支援の必要性があることに留意します。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等について、市民の更なる 理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

さらに、適切な役割分担の下、民間団体等と連携し、地域の実情に即した支援の実施を図ります。

4. アクセシビリティの向上

障害者基本法第2条においては、障害者を「障害がある者であって、障害と 社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態に あるもの」と定義し、障害者が経験する困難や制限が障害者個人の障害と社会 的な要因の双方に起因するという視点が示されています。



このような視点を踏まえ、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

特に、障害を理由とする差別は、障害者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体において、その解消に向けた取組が行われる必要があります。このため、平成25年に制定された障害者差別解消法及び同年に改正された障害者雇用促進法に基づき、障害者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や市民一般の幅広い理解の下、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

あわせて、社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・ 啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の取組を積極的に支援します。



第4章 分野別施策の基本的方向

1. 生活支援

(1) 基本的考え方

障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援を行います。

(2) 施策の基本的方向

ア 相談支援体制の構築

- ① 障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。
- ② 障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。
- ③ 障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な 役割を担う小城・多久障害者相談支援センターの充実を図るとともに、 関係機関との連携の緊密化を図ります。
- ④ 知的障害又は精神障害(発達障害を含む)により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行います。



- ⑤ 発達障害者に関して、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係 者と連携して、当事者やその家族に対する相談支援体制の充実を図りま す。
- ⑥ 高次脳機能障害(失語症等の関連症状を併発した場合を含む)について、関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図ります。
- ⑦ 地域における難病患者支援対策を推進するため、障害福祉サービス等 を活用することにより、地域生活の支援を行います。
- ⑧ 障害者虐待防止法に基づき、障害者の養護者に対して相談等の支援を 行います。



表1-1 家族以外の身近な相談相手はだれですか? (アンケート調査)

	回答項目	身体區	章害者	知的障	章害者	精神障	章害者
		H17	H27	H17	H27	H17	H27
(1)	医師	34. 8%	31. 1%	19. 7%	17. 7%	50. 1%	30. 1%
(2)	障害者相談員	11.6%	2. 8%	11.8%	1. 0%	13. 5%	7. 8%
(3)	市職員	8. 5%	4. 8%	7.8%	4. 2%	3.8%	5. 8%
(4)	保健師	0.9%	2. 8%	0.0%	3. 1%	7. 7%	0. 0%
(5)	民生委員	3.6%	1. 2%	5. 9%	4. 2%	1.9%	1. 0%
(6)	社会福祉協議会	10.7%	2. 0%	9.8%	1. 0%	1.9%	1. 9%
(7)	更生相談所	0.0%	0. 0%	0.0%	0. 0%	0.0%	0. 0%
(8)	施設の職員	5. 4%	4. 4%	17.6%	22. 9%	9.6%	12. 6%
(9)	保育園・認定こども園	0 10/	2 00/	7 00/	7 20/	0.00/	1 00/
	・幼稚園・学校	3. 1%	2. 0%	7.8%	7. 3%	0.0%	1.0%
(10)	小城·多久障害者相談支援		2 60		0 20/		2 00/
	センター	_	3. 6%	_	8. 3%	_	3. 9%
(11)	相談支援事業所	_	0. 4%	_	3. 1%	_	7. 8%
(12)	障害者団体 (家族会)	_	1. 2%	_	2. 1%	_	1. 0%
(13)	友人・知人	_	34. 3%	_	15. 6%	_	16. 5%
(14)	その他	18.3%	7. 6%	13. 7%	9. 4%	7. 7%	9. 7%
(15)	無回答	3. 1%	2. 0%	5. 9%	0. 0%	3.8%	1.0%

H27では、障害別に身体では"友人・知人"、知的では"施設の職員"、精神では"医師"が、それぞれいちばん多い回答でした。全障害を通じて、これらの職種が相談相手として多い回答となっています。



表1-2 主な相談内容は何ですか? (アンケート調査)

	回答項目	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
	凹合垻日	H17	H27	H17	H27	H17	H27
(1)	健康、医療	53.8%	55. 3%	25.0%	41. 0%	46. 7%	41. 9%
(2)	年金等の収入	16.8%	13. 3%	13.6%	14. 1%	13.3%	15. 1%
(3)	家庭問題	3. 7%	9. 3%	13.6%	7. 7%	17.8%	16. 3%
(4)	就職問題	10. 5%	8. 0%	15. 9%	10. 3%	13.3%	14. 0%
(5)	施設入所	4. 2%	1. 8%	9. 1%	6. 4%	0.0%	1. 2%
(6)	その他	8.4%	7. 5%	11.4%	14. 1%	2. 2%	5. 8%
(7)	無回答	2.6%	4. 9%	11.4%	6. 4%	6. 7%	5. 8%

H17 に続き、H27 においても全障害を通じて"健康・医療"が最も多く、"年金等の収入"、"家庭問題"、"就職問題"が各障害区分において上位にあります。

イ 在宅サービス等の充実

- ① 障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常 生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び 実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上で の、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとと もに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量 的・質的充実を図ります。
- ② 常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化等必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。また、常時介護を必要とする障害者等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、その在り方に関する検討を行います。



- ③ 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練(機能訓練及び生活訓練)のサービス決定を積極的に行います。
- ④ 外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとと もに日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの検討等、 地域の特性や利用者の状況に応じて地域生活支援事業を実施します。
- ⑤ 障害者の移動に関する支援の在り方について、社会参加の機会の確保 の観点から、障害者のニーズと実情を踏まえた検討を行います。
- ⑥ 障害者支援施設について、地域で生活する障害者に対する在宅支援の 拠点としてその活用を図るとともに、入所者の生活の質の向上を図りま す。また、グループホーム等の充実を図り、入所者の地域生活(グルー プホームや一般住宅(居宅での単身生活を含む)等)への移行を推進し ます。
- ⑦ 障害の重度化・重複化、高齢化に対応する居住の支援を検討します。

表1-3 障害者総合支援法について (アンケート調査)

	回答項目	身体隨	章害者	知的险	章害者	精神區	章害者
		H17	H27	H17	H27	H17	H27
(1)	知っている	26. 8%	18. 9%	31.4%	13. 1%	6. 1%	6. 1%
(2)	知らない	61. 8%	69. 2%	42.9%	60. 7%	75. 7%	77. 6%
(3)	その他/無回答	11.4%	11. 8%	25. 7%	26. 2%	18.2%	16. 3%

障害福祉サービス、地域生活支援事業の根拠法となる、障害者総合支援法について、H17(当時は障害者自立支援法)よりも"知っている"が減少するとともに、"知らない"が増加しています。"その他"、"無回答"も多く、障害者総合支援法の浸透度の低さが目立ちます。



表1-4 障害福祉サービスに関して (アンケート調査)

		身体	障害者	知的障	章害者	精神障	章害者
	回答項目	Н	27	H2	27	H2	27
		現在	今後	現在	今後	現在	今後
	障害福祉サービスの内容	利用	利用	利用	利用	利用	利用
	停音価値 ケー しハッパ谷	して	した	して	した	して	した
		いる	い	いる	い	いる	い
(1)	居宅介護	3人	14 人	0人	5人	4人	5人
(2)	重度訪問介護	2人	11 人	0人	1人	1人	1人
(3)	同行援護	2人	14 人	1人	7人	1人	2人
(4)	行動援護	2人	11 人	3人	10人	0人	2人
(5)	重度障害者等包括支援	4人	12 人	2人	2人	1人	1人
(6)	生活介護	5人	22 人	7人	5人	2人	3人
(7)	自立訓練 (機能訓練)	9人	10 人	5人	4人	1人	3人
(8)	自立訓練 (生活訓練)	8人	6人	4人	6人	2人	1人
(9)	就労移行支援	1人	5人	1人	8人	5人	3人
(10)	就労継続支援・A型	2人	3 人	2人	5人	1人	3人
(11)	就労継続支援・B型	6人	4 人	13 人	5人	2人	1人
(12)	療養介護	3人	4人	0人	2人	0人	2人
(13)	短期入所	1人	1人	1人	6人	0人	1人
(14)	共同生活援助 (グループホーム)	3人	4 人	9人	9人	2人	0人
(15)	施設入所支援	2人	6人	3 人	4人	5人	2人
(16)	相談支援	3人	9人	4人	6人	7人	5人
(17)	児童発達支援	1人	2 人	3 人	4人	1人	0人
(18)	放課後等デイサービス	3人	1人	3人	3人	1人	1人
(19)	無回答等	92 人	0人	18 人	0人	20 人	0人



"現在利用している"を障害別にみると、身体で"自立訓練(機能訓練)"、知的で"就労継続支援・B型"、精神では"相談支援"が最も多い回答でした。 "今後利用したい"では障害別に、身体で"生活介護"、知的で"行動援護"、精神では"居宅介護"と"相談支援"が最も多い回答でした。

表1-5 補装具、日常生活用具の利用状況は? (アンケート調査)

	回答項目	身体區	章害者	知的险	知的障害者		章害者
	回答項目	H17	H27	H17	H27	H17	H27
(1)	利用している(したこと	20. 20/	30. 2% 33. 1%		8. 2%	6. 1%	4. 1%
	がある)	30. 2%	JJ. 170	8.6%	O. Z70	0.1%	4. 170
(2)	利用していない	42.3%	51.5%	48. 5%	67. 2%	36. 4%	46. 9%
(3)	制度を知らない	18. 1%	7. 1%	22. 9%	14. 8%	39. 3%	34. 7%
(4)	その他	2. 7%	3. 0%	0.0%	3. 3%	0.0%	2. 0%
(5)	無回答等	6. 7%	5. 3%	18. 2%	6. 6%	18. 2%	12. 2%

身体で"利用している(したことがある)"と答えた方が全体の1/3で、2/3の方は利用されていません。制度を知らない方も多く、周知の徹底を図ります。

表 1 - 6 今後の生活の場を考える時、どれが必要だと思いますか? (アンケート調査)

	回答項目	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
	回答項目 	H17	H27	H17	H27	H17	H27
(1)	家族とともに居住できる場	45. 8%	48. 5%	26. 2%	37. 7%	34. 3%	49. 0%
(2)	グループホーム	4. 6%	7. 7%	31.0%	14. 8%	20.0%	12. 2%
(3)	施設	20. 5%	23. 1%	11.9%	19. 7%	20.0%	14. 3%
(4)	その他	19. 2%	5. 9%	11.9%	3. 3%	14. 3%	12. 2%
(5)	無回答	9.9%	14. 8%	19.0%	24. 6%	11.4%	12. 2%



H17 に引き続き、全ての障害区分において"家族とともに居住できる場"と答えた方が多く、その比率はH27 が高くなっています。グループホームについては、身体を除き、H17 と比べ低下しています。

表1-7 外出の頻度はどれくらいですか? (アンケート調査)

	回答項目	身体區	身体障害者		章害者	精神障害者	
	回答項目	H17	H27	H17	H27	H17	H27
(1)	ほぼ毎日	67. 2%	58. 0%	57. 1%	60. 7%	39. 3%	38. 8%
(2)	週 2~3 回	14. 1%	26. 0%	14. 3%	18. 0%	36. 4%	26. 5%
(3)	月 2~3 回	6.0%	5. 9%	17. 1%	9. 8%	9. 1%	12. 2%
(4)	年 10 回程度	2.0%	1. 8%	5. 7%	0. 0%	0.0%	2. 0%
(5)	ほとんど外出しない	6.0%	3. 6%	2.9%	6. 6%	6. 1%	12. 2%
(6)	無回答等	4. 7%	4. 7%	2.9%	4. 9%	4. 7%	8. 2%

外出の頻度は、全障害で"ほぼ毎日"が最も多い結果となりました。H27の知的、精神で"ほとんど外出しない"がH17の2倍以上となっています。

表1-8 外出の主な目的は何ですか? (アンケート調査)

	回答項目	身体區	章害者	知的障害者		精神障	章害者
	回答項目	H17	H27	H17	H27	H17	H27
(1)	通院	20.4%	21. 3%	10. 9%	19. 7%	36.6%	28. 6%
(2)	散歩	13. 9%	6. 5%	12. 7%	11. 5%	15. 4%	8. 2%
(3)	買い物	22. 2%	23. 7%	27. 3%	21. 3%	27.0%	22. 4%
(4)	通勤通学	18.3%	21. 3%	30. 9%	26. 2%	1. 9%	8. 2%
(5)	旅行	3.0%	3. 6%	3.6%	3. 3%	3.6%	6. 1%
(6)	娯楽等	5. 2%	4. 7%	5. 5%	4. 9%	5. 5%	8. 2%
(7)	サークル	3. 5%	2. 4%	1.8%	0. 0%	1.8%	2. 0%
(8)	その他	10.0%	11. 2%	7. 3%	8. 2%	7. 3%	4. 1%
(9)	無回答	3. 5%	5. 3%	0.0%	4. 9%	0.0%	12. 2%



外出の主な目的は、身体では"買い物"、知的では"通勤通学"、精神では"通院"がそれぞれ最も多くなっています。

表1-9 外出時の主な移動手段は何ですか? (アンケート調査)

	回答項目	身体區	身体障害者		章害者	精神障害者	
	回答項目	H17	H27	H17	H27	H17	H27
(1)	徒歩	_	7. 7%	_	9. 8%	_	16. 3%
(2)	自家用車	51.1%	53. 8%	8. 1%	19. 7%	27. 1%	22. 4%
(3)	家族の車	19.9%	18. 9%	35. 2%	36. 1%	18.9%	20. 4%
(4)	タクシー	10.8%	4. 1%	8. 1%	4. 9%	8. 1%	8. 2%
(5)	公共交通機関	7.4%	4. 7%	24. 3%	11. 5%	21.6%	10. 2%
(6)	その他	7.4%	6. 5%	18.9%	14. 8%	16. 2%	12. 2%
(7)	無回答	3.4%	4. 1%	5. 4%	3. 3%	8. 1%	10. 2%

外出時の主な移動手段では、身体、精神では、"自家用車"が最も多く、知 的では、"家族の車" が最も多くなっています。

ウ 障害児支援の充実

- ① 障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、 身近な地域において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に 基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に 同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を 行います。
- ② 障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳 幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所 で提供する体制の構築を図ります。



- ③ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児に対して指導 訓練等の支援を行う児童発達支援を提供するとともに、障害者総合支援 法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日 中一時支援を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体 制の充実を図ります。また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問 支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。
- ④ 障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援 するとともに、在宅で生活する重症心身障害児(者)について、短期入 所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。

表 1 - 1 0 市内で発達障害に関する就学前の相談機関や、療育を行う訓練機関があれば利用を希望しますか? (アンケート調査)

	回答項目	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	回答項目	H27	H27	H27
(1)	希望する	12. 4%	21. 3%	16. 3%
(2)	市外で利用しているので	0. 6%	3. 3%	2. 0%
	希望しない	0. 0%	ა. აუ	2. 0%
(3)	必要ないので希望しない	42. 0%	18. 0%	28. 6%
(4)	分からない	23. 7%	36. 1%	28. 6%
(5)	その他	0. 6%	8. 2%	4. 1%
(6)	無回答	20. 7%	13. 1%	20. 4%

市内で発達障害に関する就学前の相談機関や、療育を行う訓練機関の利用について、知的障害で"希望する"と答えた方がいちばん多く、20%を超えました。

エ サービスの質の向上等

知的障害者又は精神障害者(発達障害者を含む)が障害福祉サービス を適切に利用することができるよう,本人の自己決定を尊重する観点か ら,意思決定の支援に配慮しつつ,必要な支援等を行います。



【具体的施策】

- ・ 障害者の総合相談窓口として開設する小城・多久障害者相談支援センターについて、引き続き必要な情報の提供と助言、その他障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止とその発見のために関係機関との連絡調整その他の障害者権利擁護のために必要な援助を行います。また、相談利用件数が増えるようPRを行います。
- ・ 障害者相談(身体、知的)について、引き続き毎月1回実施し、安心して地域で生活できるようにサポートします。また、相談利用件数が増えるようPRを行います。
- ・ 障害福祉サービスや障害児通所サービスを利用される方については、国の指針 に基づき、利用者にサービス等利用計画を作成いただき、計画相談支援の充実を 図ります。
- ・ 障害福祉サービス等の根拠となる障害者総合支援法について、もっとたくさん の方に周知を行うため、PRを行っていきます。
- ・ 障害福祉サービスについては、障害者や障害児が個々のニーズ及び実態に応じて、居宅訪問サービス、日中活動サービス、居住サービスを提供するとともに、 年度毎の具体的な数値目標については、障害福祉計画の中で盛り込んでいきます。
- ・ 在宅での生活支援を行うため、日常生活用具給付事業について、利用者の要望 に応えられるよう努めるとともに、身体的、精神的負担を軽減できるよう、引き 続き支援活動を行っていきます。
- ・ 在宅で介護を要する障害者等を対象に身体的、経済的負担の軽減を目的に社会 福祉協議会が行う、福祉機器の無料貸与事業を継続して実施します。



- ・ 障害者の移動に関する支援については、ふれあいバスの運行、バス・タクシー・ JR・航空機等の運賃割引等の公共交通事業や、重度障害者福祉タクシー券助成 制度、移動支援、福祉有償運送などの福祉施策事業を幅広く活用しながら、実施 していきます。
- ・ 在宅に限らず、年金が受給できるかどうかは、生活する上で大事な問題です。 障害年金制度について、情報提供を積極的に行います。
- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス等や、日中一時支援事業等の児童通所支援事業サービス等について、継続して実施していきます。



2. 保健・医療

(1)基本的考え方

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。特に、入院中の精神障害者の退院、地域移行の推進を図ります。

(2) 施策の基本的方向

ア 保健・医療の充実等

- ① 障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
- ② 障害者総合支援法に基づく、自立した日常生活又は社会生活を営むた めに必要な医療制度、及び県補助事業である重度心身障害者への医療費 助成制度により、医療費の助成を行います。
- ③ 障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健 サービスの提供体制の充実を図ります。また、障害に起因して合併しや すい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合 併症に対して適切な医療の確保を図ります。



表2-1 現在利用している医療助成制度について (アンケート調査)

		身体區	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
	回答項目	H17	H27	H17	H27	H17	H27	
(1)	自立支援医療 (精神通院)	8.0%	1.6%	5.6%	17. 5%	47.3%	71. 4%	
(2)	自立支援医療 (更生医療·育成医療)	5. 1%	5. 8%	0.0%	4. 8%	2.6%	5. 4%	
(3)	高額医療費	9. 7%	16. 8%	2.8%	4. 8%	21.1%	7. 1%	
(4)	重度心身障害者医療助成制度	30.6%	31. 9%	13.9%	15. 9%	2.6%	3. 6%	
(5)	利用してない	25.6%	34. 6%	47.1%	42. 9%	7.9%	5. 4%	
(6)	その他	15.3%	3. 7%	13.9%	4. 8%	5.3%	1. 8%	
(7)	無回答	5. 7%	5. 8%	16. 7%	9. 5%	13.2%	5. 4%	

利用している医療制度について、精神では"自立支援医療(精神通院)"がいちばん多く、身体及び知的では"利用していない"がいちばん多い結果でした。また、重度心身障害者医療助成制度を利用する割合が、身体では3割強を占めています。

イ 精神保健・医療の提供等

- ① 精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとと もに、入院中の精神障害者の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行 を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、保健・医療・福祉が連 携して精神障害者が地域で生活できるよう、体制づくりに努めます。
- ② 学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング 等の機会の充実により、市民の心の健康づくり対策を推進するとともに、 精神疾患の早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図ります。



③ 精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。

表2-2 医療のリハビリテーション及びデイケアの利用状況は? (アンケート調査)

		身体區	身体障害者		知的障害者		章害者
	回答項目	H17	H27	H17	H27	H17	H27
(1)	利用したことがある	15. 4%	27. 2%	8.6%	16. 4%	33.4%	34. 7%
(2)	利用したいが利用してない	12.1%	8. 9%	11.4%	11. 5%	12.1%	6. 1%
(3)	必要ない	41.5%	43. 8%	45.7%	41. 0%	24.2%	30. 6%
(4)	制度を知らない	12.8%	10. 7%	14.3%	11. 5%	15. 2%	10. 2%
(5)	その他	12.1%	1. 8%	5. 7%	6. 6%	0.0%	4. 1%
(6)	無回答等	6. 1%	7. 7%	14.3%	13. 1%	15.1%	14. 3%

身体、知的の多数が、医療のリハビリテーション及びデイケアを"必要ない" と答えています。また、精神では、"利用したことがある"が多数を占めていま す。

表 2 - 3 各種健康診査受診状況 (集団受診) (多久市健康増進課)

年度		H22	H23	H24	H25	H26
1歳半	受診者数	169 人	142 人	147 人	123 人	139 人
	受診率	96. 0%	97. 9%	95. 5%	96. 9%	96. 5%
2 歩	受診者数	163 人	154 人	168 人	150 人	146 人
3歳	受診率	92.0%	95. 1%	95.5%	95.5%	95.4%



過去5年間では、H22の3歳児健診を除き、95%を超える受診率となっています。 これらの健診では、年齢的な発達・成長が確認でき、高い割合で受診率を維持していくことが大切です。

表 2 一 4 幼児発達・市民健康相談事業 (平成 2 6 年度) (多久市健康増進課)

		実施			内	容		
X	分	三型型	精神	身体	栄養	育児	その他	
			発達	発達	个段	H)L	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	н
7. TE	発達	22 回	43 件	0件	0件	77 件	0件	120 件
幼児	行動発達	12 回	49 件	0件	0件	49 件	0件	98 件
市民	心ストレス	6 回	0 件	0件	0件	6件	10 件	16 件
	計		92 件	0件	0件	132 件	10 件	234 件

幼児の発達相談、市民へのメンタル相談等の事業は、年間を通じて実施しています。身体・知的・精神障害(発達障害)の早期発見・早期療育を効果的に実施するため、健診の受診を勧めることと、健診事後の支援体制や保健指導、訪問指導の充実を行わなければなりません。

今後も、医師・言語聴覚士・臨床心理士などの専門職との連携を推進し、健康 診査に基づく保健指導を充実させ、早期発見、早期療育へとつなげていきます。

また、職域及び地域における健康診査等の適切な実施、疾患等に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図ります。



【具体的施策】

- ・ 障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度で、心身の障害を除去・軽減するため、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度(更生医療、育成医療、精神通院医療)を継続して実施します。
- ・ 重度の心身障害者が病院等を診療された場合に要した医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分に対しての助成制度を継続して実施します。
- ・ 精神科病院入院者について、市の実情に応じて障害福祉計画で退院率等の目標値を設定するとともに、社会的入院を解消するため、保健・医療・福祉が連携して精神障害者が地域で生活できるよう、体制づくりに努めます。
- ・ 妊婦健診事業等では検査項目を増やし、内容の充実を図ります。
- ・ 母子保健法による幼児健診事業は受診率を維持し、要観察児の支援体制として、市の発達相談(医師・臨床心理士・言語聴覚士)の充実を図ります。
- ・ 幼児の発達において、人間関係や行動発達での要観察児童についても、専門 事業所に委託して、相談事業を充実させるとともに、早期療育への支援を行い ます。
- ・ 成人について、子育て中の方には「すくぴょん心理相談」により、育児ストレスの軽減や虐待予防の視点での事業に取り組むとともに、「心ストレス相談会」を継続実施し、必要な支援や受診勧奨を行います。



3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等

(1)基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

表3-1 市内小中学校特別支援学級在籍者数の推移

(多久市教育委員会 各年度4月1日現在)

	Н23	H24	Н25	Н26	Н27
小学校	19 人	22 人	21 人	27 人	37 人
中学校	9人	8人	12 人	14 人	17 人
合 計	28 人	30 人	33 人	41 人	54 人

表3-2 特別支援学校在籍者数の推移(多久市教育委員会 各年度4月1日現在)

	Н23	H24	Н25	Н26	Н27
小学部	3 人	3 人	4 人	7 人	10 人
中学部	1人	2 人	2 人	2 人	3 人
合 計	4 人	5 人	6人	9人	13 人

市内の児童生徒に関する、特別支援学級及び特別支援学校の在籍者数は増加傾向にあり、5年前(H23)と比較すると、特別支援学級で約2倍、特別支援学校では約3倍となっています。

(2) 施策の基本的方向

ア インクルーシブ教育システムの構築

- ① 障害の有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、市教育委員会が就学先を決定する仕組みの充実を図ります。また、以上の仕組みの下、障害のある児童生徒の発達の程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を促します。
- ② 障害のある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知します。
- ③ 合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを 追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と 社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導 を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、 特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の それぞれの充実を図ります。
- ④ 医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児期を含む早期からの教育相 談・就学相談の実施を推進します。



表3-3 保育園、認定こども園、幼稚園、学校にどのようなことを望みますか? (アンケート調査)

	同灰百日	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	回答項目	H27	H27	H27
(1)	就学や進路などの相談体制の充実	12. 0%	13. 8%	10. 3%
(2)	能力や障害の状態に応じた指導	19. 2%	21. 1%	21. 8%
(3)	施設や設備の充実	10. 3%	11. 9%	5. 7%
(4)	個別指導	6. 9%	7. 3%	6. 9%
(5)	普通学級への受け入れ	5. 5%	5. 5%	6. 9%
(6)	まわりの子どもたちが理解を深め	11 00/	10. 1%	13. 8%
(6)	るような交流機会の充実	11. 0%	10. 170	13. 070
(7)	医療的ケア	7. 9%	1. 8%	8. 0%
(8)	その他	3. 8%	6. 4%	1. 1%
(9)	無回答	23. 4%	22. 0%	25. 3%

就学前から義務教育課程の中で各実施機関に望まれている内容で多い順にみると、全障害で"能力や障害に応じた指導"が最も多い回答で、"就学や進路などの相談体制の充実"、"まわりの子どもたちが理解を深めるような交流機会の充実"が多い回答となっています。

これは、個別の教育的ニーズのある子どもに対しての自立や社会参加を意識し、 共生社会を求める声につながるところです。



イ 教育環境の整備

障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を展開するため、視覚的支援や体感からの支援等の幅広い教材の提供を推進するとともに、ICT (情報通信技術)機器の有効な活用も推進し、今日の教育的ニーズに応じた教育の支援の充実に努めます。

また、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。

ウ 文化芸術活動、スポーツ等の振興

障害者が地域において、文化芸術活動、スポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動、スポーツに関する人材の養成等の取組を行い、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。

表3-4 スポーツ活動や文化活動を、定期的に行いたいと思いますか?

(アンケート調査)

	回答項目	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	回答項目 	H27	H27	H27
(1)	行いたい (現在行っている)	17. 8%	16. 4%	18. 4%
(2)	行いたいができない	33. 7%	36. 1%	24. 5%
(3)	行いたくない	31. 4%	31. 1%	32. 7%
(4)	その他	5. 9%	9. 8%	6. 1%
(5)	無回答	11. 2%	6. 6%	18. 4%



スポーツ活動や文化活動については、身体、知的で半数以上、精神で4割以上が "行いたい(現在行っている)"もしくは"行いたいができない"となっています。

"行いたいができない"について、その理由が何であるかを把握するとともに、 行うことができるか、各方面で検討する必要があります。



4. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 基本的考え方

障害者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である者には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。あわせて、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

(2) 施策の基本的方向

ア 障害者雇用の促進

- ① 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障害者雇用の促進を図ります。平成25 (2013) 年の障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の雇用が義務化(平成30 (2018) 年4月施行) されたことも踏まえ、精神障害者の雇用の促進のための取組を充実させます。
- ② 法定雇用率を達成していない民間企業については、公共職業安定所 (ハローワーク)による指導などを通じ、法定雇用率の達成に向けた取 組を進めます。また、市は民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める 立場であることを踏まえ、障害者の雇用促進に努めます。

表 4 - 1 身体障害者及び知的障害者雇用状況の推移 (佐賀労働局)

	H22	Н23	H24	Н25	H26
障害者雇用率	2. 31%	2. 31%	2. 42%	2. 44%	2. 52%
雇用障害者数	(37.0人)	(35.0人)	(41.5人)	(42.0人)	(41.0人)
() は身体障害者のみの数値	43.0 人	46.0人	48.5人	49.5人	54.0 人
雇用率未達成企業の割合	16.7%	25.0%	16. 7%	15.4%	13.3%



障害者の雇用率、雇用者数に関しては毎年増加傾向にあります。また、障害 者雇用率未達成企業については、平成23年度を除き減少傾向にあります

一般の企業に雇用されることが困難な障害者の方は、就労継続支援B型事業所においてサービスを受けることができます。B型事業所では、自活に必要な作業指導や生活指導を受けながら、印刷や木工、縫製、農作業のほか、各種の軽作業など、それぞれの障害に適合した仕事をしています。

表4-2 どのような勤務形態で働いていますか? (アンケート調査)

	回答項目	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	凹 合 垻 日	H27	H27	H27
(1)	正職員(障害を持たない職員	17 20/	6. 6%	6. 1%
(1)	と勤務条件等に違いはない)	17. 2%	0.0%	0.170
(2)	正職員(短時間勤務など、障	1 20/	3. 3%	10. 2%
(2)	害を配慮した勤務条件)	1. 2%	3.370	10. 2%
(3)	パートやアルバイト	10. 7%	3. 3%	4. 1%
(4)	派遣職員	0. 0%	0. 0%	0. 0%
(5)	自営業	10. 1%	1.6%	0. 0%
(6)	就労継続支援サービス	3. 0%	24. 6%	12. 2%
(7)	無職	40. 2%	27. 9%	49. 0%
(8)	その他	5. 3%	9. 8%	4. 1%
(9)	無回答	12. 4%	23. 0%	14. 3%

全障害で"無職"がいちばん多い回答でした。2番目に多い回答は身体では、 "正職員(障害を持たない職員と勤務条件等に違いはない)"、知的及び精神 では"就労継続支援サービス"となっています。多くの障害者が仕事に就ける よう、事業所、行政等各方面が努力する必要があります。



イ 総合的な就労支援

- ① 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや 障害者職業センターをはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、 職場実習の推進や雇用前の雇い入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施します。
- ② 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援(施設外支援)等の推進を図ります。

表4-3 障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか? (アンケート調査)

	回答項目	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	回答項目 	H27	H27	H27
(1)	通勤手段の確保	11.8%	9. 2%	13. 2%
(2)	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	9. 7%	6. 7%	7. 0%
(3)	短時間勤務や勤務日数等の配慮	12. 1%	8. 3%	14. 0%
(4)	在宅勤務の拡充	7. 1%	3. 3%	6. 1%
(5)	障害に対する職場労働者の理解	22. 4%	22. 5%	17. 5%
(6)	就労後のフォローなど職場と	8. 8%	15. 0%	9. 6%
(6)	支援機関の連携	0.070	15.0%	9.0%
(7)	職場ニーズにあった就労訓練の実施	7. 4%	7. 5%	5. 3%
(8)	職場外での仕事についての相談や支援	5. 3%	5. 0%	9. 6%
(9)	その他	2. 9%	5. 0%	2. 6%
(10)	無回答	12. 6%	17. 5%	14. 9%

就労支援策として希望されるのは、全障害で"障害に対する職場労働者の理解"がいちばん多い回答となっています。 事業所等で障害者への理解について、研修等を行うことが必要です。



ウ 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・ サービスの優先購入(調達)を推進します。

エ 福祉的就労の底上げ

事業所の経営力強化に向けた支援等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組を推進するなど、就労継続支援A型も含めた福祉的就労の底上げを図っていきます。



5. 生活環境

(1)基本的考え方

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進します。

(2) 施策の基本的方向

ア 住宅の確保

- ① 市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とします。 また、障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取 組が行われるよう、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組 を進めていきます。
- ② 障害者が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常 生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設 置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
- ③ 障害者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの利用促進を図ります。

イ 公共的施設等のバリアフリー化の推進

① 窓口業務を行う公共施設について、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口等の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進めます。



② 駅等の旅客施設における段差解消等とあわせて、人的な対応の充実を図ることで、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

表 5 - 1 あなたの身の回りで、整備または援助を必要とするものは何ですか? (アンケート調査)

		身体障害者	身体障害者 知的障害者	精神障害者
	回答項目	H27	H27	H27
(1)	道路の段差解消や歩道整備など	24 7%	19. 8%	18. 2%
	のバリアフリー化	24. 7%	19.070	10. 270
(2)	建物内のスロープやエレベーター	16. 2%	8. 1%	6. 1%
	の設置	10. 2%	0. 170	0.170
(3)	障害者用トイレの設置	19. 2%	14. 0%	12. 1%
(4)	誘導ブロックの設置	2. 6%	4. 7%	4. 5%
(5)	障害者用駐車場の設置	21. 8%	14. 0%	16. 7%
(6)	その他	4. 1%	14. 0%	4. 5%
(7)	無回答等	11. 5%	25. 6%	37. 9%

身の回りで、整備または援助を必要とするものとして回答があったものでは、 全障害で"道路の段差解消や歩道整備などのバリアフリー化"がいちばん多く、 "障害者用駐車場の設置"が続きました。

ハード面でのバリアフリー化は、徐々に進んでいるものの、まだ整備が必要です。



6. 情報アクセシビリティ

(1) 基本的考え方

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行う ことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提 供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビ リティの向上を推進します。

(2) 施策の基本的方向

ア 意思疎通支援の充実

- ① 障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通 訳者、要約筆記者等の派遣による支援を行うとともに、手話奉仕員の養 成研修実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を 充実させます。
- ② 意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく 理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び利用の促進 を図ります。

イ 行政情報のバリアフリー化

- ① 障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的 提供の充実に取り組むとともに、公的機関におけるウェブアクセシビリ ティの向上等に向けた取組を促進します。
- ② 災害発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。



③ 障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供 等を行う際には、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。

表6の1 障害のことや福祉サービスの情報をどこから知ることが多いですか?(アンケート調査)

	同株式日	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	回答項目	H27	H27	H27
(1)	テレビ	19. 8%	14. 2%	13. 8%
(2)	ラジオ	2. 1%	1.5%	1.8%
(3)	本や新聞、雑誌	12. 7%	6. 0%	6. 4%
(4)	インターネット	6. 3%	7. 5%	4. 6%
(5)	市報などの広報紙	18. 8%	9. 0%	10. 1%
(6)	家族や友人	6. 9%	14. 9%	11. 9%
(7)	事業所の職員	3. 7%	15. 7%	5. 5%
(8)	障害者団体や家族会 (機関誌)	3. 4%	4. 5%	2. 8%
(9)	かかりつけの病院	8. 5%	5. 2%	22. 9%
(10)	介護保険のケアマネジャー	2. 4%	1. 5%	0. 0%
(11)	民生委員	1. 1%	0.0%	0. 0%
(12)	保育園・認定こども園・幼稚園・学校	1. 6%	4. 5%	0. 0%
(13)	相談支援事業所	1. 6%	5. 2%	8. 3&
(14)	行政機関	6. 3%	4. 5%	4. 6%
(15)	その他	1. 6%	2. 2%	0. 0%
(16)	無回答	3. 2%	3. 7%	7. 3%



障害のことや福祉サービスの情報源として、障害別にみると、身体では"テレビ"、知的では"事業所の職員"、精神では"かかりつけの病院"が、それぞれいちばん多い回答でした。災害等緊急時の情報をいかに早く、確実に障害者に伝達するかが課題となっています。



7. 安全•安心

(1)基本的考え方

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防 災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。

(2) 施策の基本的方向

ア 防災対策の推進

- ① 障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携 の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、 災害に強い地域づくりを推進します。
- ② 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援 者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確 認を行うことができるよう、必要な体制整備を図ります。
- ③ 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。
- ④ 火事や救急時におけるファックスやEメール等による通報を可能と する体制の充実に取り組むとともにその利用の促進を図ります。



表 7-1 あなたは、地震などの大規模な災害が起こったとき、ひとりで

避難できると思いますか? (アンケート調査)

	回答項目	身体障害者	知的障害者	精神障害者
		H27	H27	H27
(1)	できると思う	35. 5%	24. 6%	36. 7%
(2)	できないと思う	40. 2%	57. 4%	24. 5%
(3)	わからない	20. 7%	16. 4%	30. 6%
(4)	無回答	3. 6%	1. 6%	8. 2%

表7-2 大規模な災害が起きたときの心配は何ですか? (アンケート調査)

		身体障害者 H27	知的障害者	精神障害者
	回答項目		H27	H27
(1)	救助を求めるのがむずかしい	11. 1%	14. 2%	10. 3%
(2)	自分の障害を理解してもら	12 50/	17. 2%	17. 1%
	いにくい	13. 5%	17. 270	17.170
(3)	避難所での生活がむずかしい	23. 6%	18. 7%	25. 6%
(4)	薬の手配がむずかしい	15. 2%	11. 9%	18. 8%
(5)	情報を入手しにくい	11. 1%	12. 7%	9. 4%
(6)	病院にいけない	14. 2%	17. 2%	12. 0%
(7)	その他	5. 1%	5. 2%	1. 7%
(8)	無回答	6. 1%	3. 0%	5. 1%



大規模な災害が起こったとき、ひとりで避難できますかとの問いについて、 全障害で"できないと思う"、"わからない"の両方で過半数を占めています。

また、災害時の心配ごとについては、全障害で"避難所での生活がむずかしい"がいちばん多い回答でした。

災害が起こったときにどう対応するか、事前に訓練を行うことや、避難所 を調べておくなど、予め備えておくことが重要です。

表7-3 多久市指定避難所(福祉避難所)一覧表 (多久市防災安全課)

名称	所在地	収容人数
救護施設しみず園 地域交流センター	多久町	40人
ケアハウス大地	北多久町	45人
介護老人保健施設 ケアハイツやすらぎ	北多久町	30人
特別養護老人ホーム 天寿荘	北多久町	70人
養護老人ホーム けいこう園	東多久町	14人

イ 防犯対策の推進

警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、 犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

ウ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

① 障害者の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障害者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。



- ② 障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体 の連携を促進し、障害者の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組 みます。
- ③ 消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進 に資するよう、障害者及び障害者に対する支援を行う者の各種消費者関 係行事への参加の促進、研修の実施等により、障害者等に対する消費者 教育を推進します。



8. 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 基本的考え方

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組を進めます。

(2) 施策の基本的方向

ア 障害を理由とする差別の解消の推進

平成28年4月の障害者差別解消法施行に向け、効果的な広報・啓発活動等に取り組みます。また、同法に規定される対応要領を策定するとともに、同法の施行後において相談窓口を設置し、適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

表8-1-1 日常生活において、差別や偏見、疎外感を受けたことがありますか? (アンケート調査)

	回答項目	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	凹 谷 垻 日 	H27	H27	H27
(1)	ある	18. 3%	37. 7%	36. 7%
(2)	ない	53. 8%	23. 0%	30. 6%
(3)	わからない	16. 6%	29. 5%	20. 4%
(4)	無回答	11. 2%	9. 8%	12. 2%



表8-1-2 どういう場面で、差別や偏見、疎外感を受けましたか?

【表8-1-1で「ある」と回答された方を対象】 (アンケート調査)

		身体障害者	知的障害者	精神障害者
	回答項目	H27	H27	H27
(1)	教育の場	8. 6%	11. 8%	7. 1%
(2)	仕事や収入面	19. 0%	7. 8%	14. 3%
(3)	コミュニケーションや情報の収集	6. 9%	7. 8%	10. 0%
(4)	学習機会やスポーツ・趣味の活動	5. 2%	3. 9%	5. 7%
(5)	近所づきあい	8. 6%	9. 8%	17. 1%
(6)	地区の行事	3. 4%	5. 9%	8. 6%
(7)	外での他人の視線	29. 3%	31. 4%	15. 7%
(8)	店などでの対応	6. 9%	7. 8%	5. 7%
(9)	市職員の応対	6. 9%	2. 0%	5. 7%
(10)	交通機関の利用	3. 4%	3. 9%	4. 3%
(11)	公共施設の利用	1. 7%	3. 9%	4. 3%
(12)	その他	0. 0%	3. 9%	1. 4%
(13)	無回答	0.0%	0.0%	0.0%

日常生活における差別や偏見、疎外感を受けたことがありますかとの問いに、 身体で約2割、知的、精神で1/3以上が"ある"との回答でした。また、ど ういう場面で受けましたかとの問いに、身体と知的では"外での他人の視線"、 精神では"近所づきあい"が最も多い回答でした。

全ての市民が、障害に対する理解を深めていくことが大切です。



イ 権利擁護の推進

- ① 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、 同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に 取り組みます。
- ② 障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の在り方を検討するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
- ③ 当事者等により実施される障害者の権利擁護のための取組を支援します。

表8-2 他の人から虐待を受けたことがありますか?(アンケート調査)

	回答項目	身体障害者	知的障害者	精神障害者
		H27	H27	H27
(1)	ある	3. 6%	24. 6%	30. 6%
(2)	ない	81. 1%	50. 8%	46. 9%
(3)	わからない	5. 9%	14. 8%	12. 2%
(4)	無回答	9. 5%	9. 8%	10. 2%

他人から虐待を受けたことが"ある"と答えた方は、知的、精神でその割合が多くありました。虐待防止が図られるよう、多方面から様々な支援策が必要です。



9. 行政サービス等における配慮

(1) 基本的考え方

障害者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における 障害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使すること ができるように、障害者に対して、選挙等における配慮を行います。

(2) 施策の基本的方向

ア 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

- ① 市役所等行政機関における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法(平成28年4月施行)に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。
- ② 行政機関の職員等に対する障害者に関する理解を促進するため必要 な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。
- ③ 行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術(ICT)の進展等も 踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

表9-1-1 市役所などの行政機関で、障害者への配慮が足りない

と感じたことがありますか? (アンケート調査)

	回答項目	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	回答項目 	H27	H27	H27
(1)	ある	16. 6%	16. 4%	16. 3%
(2)	ない	46. 2%	36. 1%	42. 9%
(3)	わからない	28. 4%	31. 1%	28. 6%
(4)	無回答	8. 9%	16. 4%	12. 2%



表9-1-2 どういう場面で配慮が足りないと感じましたか?

【表9-1-1で「ある」と回答された方を対象】 (アンケート調査)

	回答項目	身体障害者	知的障害者	精神障害者
		H27	H27	H27
(1)	窓口での対応	54. 3%	54. 5%	70. 0%
(2)	建物内のバリアフリー化	22. 9%	9. 1%	10. 0%
(3)	建物外のバリアフリー化	11. 4%	27. 3%	0.0%
(4)	その他	11. 4%	9. 1%	10. 0%
(5)	無回答	0. 0%	0. 0%	10. 0%

市役所などの行政機関で、障害者への配慮が足りないと感じたことについて、全障害とも15%以上の方が"ある"と答えています。その内訳では、全障害とも"窓口での対応"がいちばん多い回答でした。

障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施しながら、対応していく必要があります。

イ 選挙等における配慮等

- ① 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。
- ② 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。



第5章 推進体制

1. 連携・協力の確保

障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、各課相互間の緊密な連携・協力を図ります。

また、基本計画の着実な実施のためには、国及び佐賀県との連携・協力が必要不可欠であることから、障害者計画の策定に関する情報提供、研修機会の提供、広報・啓発活動等、連携・協力体制の一層の強化を図ります。

障害者の自立と社会参加に関する取組を社会全体で進めるため、市における様々な活動の実施に当たっては、障害者団体、企業等の協力を得られるよう努めます。特に、障害者の自立及び社会参加の支援に当たり、障害者団体等の自主的な活動は重要な役割を果たしており、基本計画の推進に当たっては、これらの団体等との情報共有の一層の促進を図る必要があります。

2. 広報・啓発活動の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

障害者施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び本基本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政はもとより、企業、民間団体等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を推進します。

また、障害者基本法に定められた障害者週間(毎年12月3日から9日まで) における各種行事を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅 広い層の参加による啓発活動を推進します。



障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、 市民の理解を深め、誰もが障害者等に自然に手助けすることのできる「心のバ リアフリー」を推進します。

(2) 障害及び障害者理解の促進

引き続き、市民への障害及び障害者に対する理解を促進するための取組を推進します。とりわけ、より一層の市民の理解が必要な知的障害、精神障害、発達障害、難病、盲ろう、高次脳機能障害等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。

また、一般市民における、障害者が利用する視覚障害者誘導用ブロックや障害者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。また、障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等について、関連する事業者等の協力の下、市民に対する情報提供を行い、その普及及び理解の促進を図ります。

障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を 深めるための活動を一層促進するとともに、小中学校等の特別活動等における、 障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。

さらに、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育 機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図ります。

(3) ボランティア活動等の推進

児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を 支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。 また、特定非営利活動法人、ボランティア団体等、多様な主体による障害者のための取組を促進するため、必要な活動環境の整備を図ります。

3. 進捗状況の管理及び評価

各分野における障害者施策について、障害者やその家族をはじめとする関係者の意見を聴きつつ、本計画に基づく取組の計画的な実施に努めるとともに、重点施策である生活支援(障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等)については、3年毎に見直しを行う多久市障害福祉計画の中で、具体的な数値目標を設定します。

また、社会情勢の変化等により本計画の変更の必要性が生じた場合、あるい は本計画の推進及び評価を通じて、計画の変更の必要性が生じた場合には、対 象期間の途中であっても、本計画を柔軟に見直すこととします。



資 料



多久市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会条例

平成26年9月19日 条例第12号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく多久市障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく多久市障害福祉計画の策定に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、多久市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 多久市障害者基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 多久市障害福祉計画の策定及び変更に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者福祉の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 住民団体関係者
 - (2) 保健医療関係者
 - (3) 福祉関係者
 - (4) 行政機関関係者
 - (5) 学校教育関係者
 - (6) 関係団体・関係機関
 - (7) その他市長が適当と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員により新たに就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。



(会長及び副会長)

- 第5条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。



多久市障害者基本計画策定委員会委員名簿

	所属団体名等	委員
1	多久市民生委員児童委員連絡協議会	〇 松永 正廣
2	多久市手をつなぐ育成会	宮原 久代
3	多久市盲人会	柴田 健二
4	多久市身体障害者福祉協会	◎ 陣内 和博
5	社会福祉法人 多久市社会福祉協議会	古賀 通雄
6	佐賀公共職業安定所	山口勝也
7	多久市商工会	川﨑 文治
8	多久市立病院	川浪 正則
9	多久市嘱託員会	野田義雄
1 0	多久市小中学校 校長会	田原優子
1 1	小城・多久地区精神障害者家族会 きよみずの会	深村 徹

◎会長 ○副会長

事務局体制

組織名	多久市障害者基本計画策定委員会事務局					
	多久市福祉課 課長、課長補佐(兼地域福祉係長、兼地域包括支援係長、 こども係担当) 高齢・障害者福祉係長、高齢・障害者福祉係					
構成員	多久市健康増進課 、多久市情報課 、多久市防災安全課 多久市教育委員会学校教育課					



多久市障害者基本計画策定スケジュール

年 月	取組事項
平成27年 9月30日	第1回障害者基本計画事務局会議 (策定方針、委員会設置条例、アンケート調査について)
10月 5日	第2回障害者基本計画事務局会議 (策定方針、アンケート調査について)
10月 8日	第1回障害者基本計画策定委員会 (委嘱状交付、策定方針、アンケート調査について)
11月 1日 ~ 11月30日	アンケート調査の実施
1 2月中	アンケート集計、分析
平成28年 1月13日	第3回障害者基本計画事務局会議 (アンケート調査結果について・計画素案の作成)
1月19日	第2回障害者基本計画策定委員会 (アンケート調査結果について・計画素案の作成)
1月22日	議会説明
2月 1日 ~ 3月 1日	パブリックコメント実施 (提出された意見なし)
3月	計画決定・公表



多久市障害者基本計画策定に関するアンケートのお願いについて

ひごろ ふくしぎょうせい すいしん きょうりょく たまわ れいもう あ 日頃より福祉行政の推進にご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、多久市では、社会状況の動向を踏まえ、障害者の方に適した地域社会を またくししようがいしゃきほんけいかく 推進するため、「多久市障害者基本計画」を平成27年度中に作成いたします。

つきましては、障害をお持ちである皆様の意見をお伺いし、その結果を計画に反映していきたいと考えておりますので、アンケートの回答につきまして、ご協力
いただきますようお願い申し上げます。

なお、このアンケートは、お名前を書かずに提出いただきますので、回答された がたったくてい 方が特定されることはございません。日頃、感じたり思っていることを記入ください。

へいせい ねん がつ **平成27年11月**

た く しちょう よこお としひこ **多久市長 横尾 俊彦**

(記入にあたって)

- 平成27 年11月1日現在でご回答ください。
- ご本人様が記入できない場合は、恐れ入りますが、代理の方で記入ください。
- 回答は、設問の指示にしたがって、該当する審号に○をつけてください。
- 回答で「その他」に○をつけられた場合は、() の常に具体的な内容を記入してください。

お問合せ先 多久市役所 福祉課 高齢・障害者福祉 係

でんわ
電話 (0952) 75-4823 ファックス (0952) 74-3398



問1.あなたの性別は、どちら	らですか。	
1. 男性	2. 女性	
問2. あなたの年齢について	ist お答えください。	
1. 0~17歳	2. 18~29歳	3. 30~39歳
4. 40~49歳	5. 50~64歳	6. 65~74歳
7.75歳以上		
問3.あなたは、現在どのよう	うに <mark>暮</mark> らしていますか?	
1. 自宅(1人)	2. 自宅 (家族)	3. グループホーム
4. 施設入所	5.病院入院中	6. その他(
とい かぞくいがい みぢか そうだんは 問4. 家族以外の身近な相談	。 りいて 目手はだれですか?(複数	^{うかいとうか} 女回答可)
1. 医師	2. 障害者相談員	3. 市職員
4. 保健師	5. 民生委員	6. 社会福祉協議会
7. 更生相談所	8. 施設の職員	9.保育園・認定こども園・幼稚園・学校
10. 小城・多久障害者相談支援センタ	- 11. 相談支援事業所	12. 障害者団体 (家族会)
13. 友人・知人	14. その他()
とい ぉも そうだんないょう なん 問 5. 主な相談内容は何ですが	^{ふくすうかいとうか} か?(複数回答可)	
1. 健康、医療	ahethesi Lunjirunj 2. 年金等の収入	3. 家庭問題



)

6. その他 (

5. 施設入所

4. 就職問題

アンケート調査系							
問6. あなたが暮らしやすくす	るた	めにしてほしいこ	とは <mark>何</mark> です	⁻ か?(複数匠	いとうか]答可)		
1. 周囲の理解	2.	年金制度	3. 相談	^{しどう} 指導			
4. 住環境の整備	5.	就職問題	6. その	他 ()		
問7. 希望する制度や施策につ	いて	^{ふくすうかいとうか} (複数回答可)					
1. 緊急対応	2.	ボランティア	3. 仲間	づくりのサー	クル		
4. 趣味・スポーツ講座	5.	うんちんわりびき 運賃割引	6. 年金	せいど 制度			
7. 公共料金の減免	8.	こうつうひ じょせい 交通費の助成	9. 幼児期	^{そうだん} りょう での相談や療	ず・訓練		
10. その他()					
とい しょうがいしゃそうごう しえんほう 問8. 障害者総合支援法につし	いて						
1. 知っている	2.	知らない					
とい つぎ しょうがいふくし かか 問 9. 次の 障 害 福祉サービスに 関	。 して	、。 、 当てはまるものに	: ○を記入し	てください。			
^{ふくすうかいとうか} (複数回答可)							
にようがいふくし 障害福祉サービス(の内が	で ばんざいりょう 現在利用	している	こんごりょう 今後利用し	たい		
きょたくかいご居宅介護							
重度訪問介護							
どうこうえんご 同行援護							



こうどうえんご 行動援護

せいかつかいご生活介護

じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援

じゅっくんれん きのうくんれん 自立訓練 (機能訓練)	
じゅっくんれん せいかつくんれん 自立訓練 (生活訓練)	
就 労移行支援	
就労継続支援·A型	
就労継続支援 · B型	
かょうようかいご 療養介護	
短期入所	
まょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	
しせっにゅうしょしえん 施設入所支援	
相談支援	
じどうはったっしぇ ん 児童発達支援	
放課後等デイサービス	

とい ほ そうぐ にちじょうせいかつょうぐ りょうじょうきょう **問10.補装具、日常生活用具の利用状況は?**

1.	^{りょう} 利用している(したことがある)	2. 利用していない	
3.	制度を知らない	4. その他()

1.	************************************	2.	グループホーム
3.	施設	4.	その他(



問12.県、市町、障害者団の	いだった。 はが実施する行事に参加して	こいますか?
1. 毎年参加している	2. 時々参加している	
3. 参加しない (できない)	4. その他()
問13.外出の頻度はどれく	らいですか?	
1. ほぼ毎日	2. 週 2~3回	3. 月2~3回
4. 年10回程度	5. ほとんど外出しない	
問14.外出の主な目的は何で	ですか?	
1. 通院	2. 散歩	3. 買い物
4. 通勤通学	5. 旅行	6. 娯楽等
7. サークル	8. その他()
がいしゅっじ まも いどうしゅだ 間15.外出時の主な移動手具	ん とは何ですか?	
1. 徒歩	2. 自家用車 3.	^{かぞく}
4. タクシー	5. 公共交通機関 6.	その他 ()
問16. 医療のリハビリテーシ	ョン及びデイケアの利用 状	うきょう 、況 は?
1. 利用したことがある	2. 利用したいが利用していない	3. 必要ない
4. 制度を知らない	5. その他()



はい けんざいりょう いりょうじょせいせいど ふくすうかいとうか 問17. 現在利用している医療助成制度について (複数回答可)

	1. 自立支援医療(精神通院)	2. 自立支援医療(更生医療・育成医療)	
	3. 高額医療費	じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうじょせいせいど 4. 重度心身障害者医療助成制度	
	 利用していない 	6. その他()	
とい 問 1		くまえ そうだんきかん りょういく くんれんきかん 前の相談機関や、療育を行う訓練機関があ	
	れば利用を希望しますか?		
	1. 希望する	2. 市外で利用しているので希望しない	
	3. 必要ないので希望しない	4. わからない	
	5. その他()	
とい 問 1	9. 保育園、認定こども園、幼稚園、学校	う にどのようなことを望みますか? (複数回答可)	
	1. 就学や進路などの相談体制の充実	2. 能力や障害の状態に応じた指導	
	3. 施設や設備の充実	4. 個別指導	
	5. 普通学級への受け入れ	6. まわりの子どもたちが理解を深めるような交流機会の充	ど実
	7. 医療的ケア	8. その他()
とい 問 2	O. スポーツ活動や文化活動を、定	いきてき おこな 2期的に 行 いたいと思いますか?	
	1. 行いたい (現在行っている)	2. 行いたいができない	
	3. 行いたくない	4. その他()
		¹⁴ ేఖునే చేశా ఉర్యా సమాజి మా	එක්ෂ



間21. どのような勤務形態で 働 いていますか?

- 1. 正職員(障害を持たない職員と勤務条件等に違いはない)
- せいしょくいん
 たんじかんきんむ
 しょうがい はいりょ
 きんむじょうけん

 2. 正職員 (短時間勤務など、障害を配慮した勤務条件)
- 3. パートやアルバイト
- 4. 派遣職員

びえいぎょう 5. 自営業

6. 就労継続支援サービス

7. 無職

8. その他(

とい しょうがいしゃ しゅうろうしえん 問22. 障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか? (複数回答可)

- つうきんしゅだん かくほ 1. 通勤手段の確保
- 2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮
- 3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮
- ざいたくきんむ かくじゅう 4.在宅勤務の拡充
- しょうがい たい しょくばろうどうしゃ りかい しゅうろうご しょくば しえんきかん れんけい 5. 障害に対する職場労働者の理解 6. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
- 7. 職場ニーズにあった就労訓練の実施 8. 職場外での仕事についての相談や支援
- 9. その他 (

)

しょうがいしゃねんきん じゅきゅうじょうきょう 問23. 障害者年金の受給状況について

- 1. 受給している
- 2. 保険料に未納があり受給なし
- 1. 障害認定基準を満たさず受給なし 4. 希望しない
- 5. 制度を知らない 6. その他(



とい	み まわ	せいび	えんじょ ひつよう	なん	ふくすうかいとうか
問24.あなた	の身の回りで	、整備ま	たは援助を必要とする	らものは何ですか?	?(複数回答可)

間24.あなたの身の回りで、整備または援助を必要とするものは何ですか?(複数回答可)											
	1.	とうる だんきかいしょう ほどうせいび . 道路の段差解消や歩道整備などのバリアフリー化									
	2.	^{たてものない} 建物内のスロープやエ	レベ	ーターの	^{せっち} ひ置						
	3.	しょうがいしゃよう 障害者用トイレの設置	2	4. 誘	っとう 導ブロックの	_{せっち} 設置					
	5.	しょうがいしゃようちゅうしゃじょう せ 障害者用駐車場の認	っち置	6.そ	^た の他()			
とい しょうがい ふくし じょうほう じょうほう で											
	1.	テレビ	2.	ラジオ		3.	本や新聞、	ざっし雑誌			
	4.	インターネット	5.	市報など	こうほうし	6.	ゕぞく ゆうじん 家族や友人	•			
	7.	事業所の職員	8.	しょうがいしゃだんたい 障害者団体	かぞくかい きかんし 令家族会 (機関誌)	9.	かかりつけ	がよういん			
	10.	かいごほけん介護保険のケアマネージ・ャー	11.	みんせいいいる民生委員	ĺ	12.	ほいくえん にんてい 保育園・認定こと	*** *********************************	がっこう • 学校		
	13.	そうだんしえんじぎょうしょ相談支援事業所	14.	ぎょうせいきか行政機	ル 関	15.	その他()		
^{とい} 問 2	6.	あなたは、地震などの大規模	な災	がい。 害 が起こっ ?	たとき、ひとりで	ひなん 避難	できると思いま	すか?			
	1.	できると思う	2.	できない	と思う	3.	わからない	`			
^{とい} 問 2	7.	たいきほ さいがい ぉ 大規模な災害が起きた。	とき	しんぱい t の心配は (がですか?(マ	、くすうか 复数[いとうか 回答可)				
	1.	きゅうじょ もと 救助を求めるのがむす	゚゚゚゚カゝし	ンい 2.	じぶん しょうがい 自分の障害	っ を理角	。 解してもらい	いこくい			
	3.	避難所での生活がむず	かし	۷٬ 4.	薬の手配が	むずれ	かしい				
	5.	じょうほう にゅうしゅ 情報を入手しにくい		6.	病院にいける	ない					
	7.	その他()						



とい にちじょうせいかつ さべつ へんけん そがいかん う 問28.日 常生活において、差別や偏見、疎外感を受けたことがありますか?										
1. ある (→問29へ)	2. ない	3. わからない								
問29. 問28で「1. ある」と回答された方にお聞きします。どういう場面で、差別 や偏見、疎外感を受けましたか?(複数回答可)										
1. 教育の場	2. 仕事や収入面	3. コミュニケーションや情報の	l 収集							
4. 学習機会やスポーツ・趣味の活動	5. 近所づきあい	6. 地区の行事								
7. 外での他人の視線	8. 店などでの対応	9. 市職員の応対								
10. 交通機関の利用	11. 公共施設の利用	12. その他()							
問30. 他の人から虐待を受けたことがありますか? 1. ある 2. ない 3. わからない										
1. ある 問3 1. 市役所などの行政機関で 1. ある (→問3 2 へ)	しょうがいしゃ 、 障害者への配慮が足りな	3. わからない いと感じたことがあります 3. わからない	ナか?							
問32. 問31で「1. ある」と回答された方にお聞きします。どういう場面で配慮 が足りないと感じましたか? (複数回答可) 1. 窓口での対応 2. 建物内のバリアフリー化										
 窓口での対応 までものがい 建物外のバリアフリー 		ヘリチ ノリ一化)							



とい せいかつ うえ こま じゅうきじゅつ **問33. 生活する上で困っていることや、意見等をお聞かせください。(自由記述)**

ご協力ありがとうございました



用 語 集

あ行

■インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

か行

■ 共同生活援助 (グループホーム)

夜間や休日、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

■居宅介護

自宅で、入浴や排せつなどの介助、食事の介護などを行う。

■高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。高次脳機能障害者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障害者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。

■行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に、 行動の際の危険を回避するために、必要な支援、外出時における移 動支援などを行う。

さ行

■施設入所支援

施設に入所する人に夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護など を行う。



■児童発達支援

小学校就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

■就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

■就労継続支援(A型、B型)

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、 知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

■重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害者であって、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行う。

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人、重度の知的障害 又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常 に介護を必要とする人に、自宅で、入浴や排せつ、食事の介護、外 出時における移動支援などを総合的に行う。

■情報アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にた どりつけ利用できること。

■自立訓練(機能訓練、生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。



■成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。平成11年の民法改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

■相談支援

障害のある人その保護者、支援提供者などからの相談に応じ、 必要な情報提供や権利擁護などのために必要な援助を行う。

た行

■短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設などに短期間の入所をさせ、入浴や排せつ、食事の介護などを行う。

■地域障害者職業センター

障害者の職業生活における自立を促進するための施設で、障害者職業総合センター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センターの3種類がある。

■同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う。

は行

■発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。



■放課後等デイサービス

学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行う。

ら行

■療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。



問い合わせ先

多久市福祉課 高齡•障害者福祉係

〒846-8501 多久市北多久町大字小侍7番地1

電話 0952-75-4823 FAX 0952-74-3398

ホームページ https://www.city.taku.lg.jp/

